

特許法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)(第一条関係)	1
実用新案法(昭和三十四年法律第二百二十三号)(第二条関係)	16
意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)(第三条関係)	20
商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)(第四条関係)	23
工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)(第五条関係)	27
特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)(附則第八条関係)	30
平成十五年改正法による改正前の特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)(附則第十条関係)	32
平成十五年旧特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)(附則第十二条関係)	34
登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第十四条関係)	35

改正案	現行
<p>（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正） 第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の際の本送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求と同時にするとき。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。第三十四条の二第一項及び第三十四条の三第一項において同じ。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4～6（略）</p>	<p>（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正） 第十七条の二 特許出願人は、特許をすべき旨の査定の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限り、補正をすることができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 拒絶査定不服審判を請求する場合において、その審判の請求の日から三十日以内にするとき。</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定により明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をするときは、誤訳訂正書を提出してする場合を除き、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外国語書面出願にあつては、同条第四項の規定により明細書、特許請求の範囲及び図面とみなされた同条第二項に規定する外国語書面の翻訳文（誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした場合にあつては、翻訳文又は当該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面）。）に記載した事項の範囲内においてしなければならない。</p> <p>4～6（略）</p>

(特許原簿への登録)

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

四 仮専用実施権又は仮通常実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

2・3 (略)

(特許を受ける権利)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮専用実施権を設定し、又は他人に仮通常実施権を許諾することができない。

(仮専用実施権)

第三十四条の二 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、仮専用実施権を設定することができる。

2 仮専用実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録が

(特許原簿への登録)

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

(特許を受ける権利)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

あつたときは、その特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定められた範囲内において、専用実施権が設定されたものとみなす。

3 仮専用実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

4 仮専用実施権者は、特許を受ける権利を有する者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

5 仮専用実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮専用実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮専用実施権が設定されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 仮専用実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

7 仮専用実施権者は、第四項又は次条第六項本文の規定による仮通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その仮専用実施権を放棄することができる。

8 第三十二条第二項から第四項までの規定は、仮専用実施権に準用する。

(仮通常実施権)

第三十四条の三 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、その特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について特許権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

3 前条第二項の規定により、同条第四項の規定による仮通常実施権に係る仮専用実施権について専用実施権が設定されたものとみなされたときは、当該仮通常実施権を有する者(当該仮通常実施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)に対し、その専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。

4 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合、特許を受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権にあつては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。

5 仮通常実施権に係る特許出願について、第四十四条第一項の規定による特許出願の分割があつたときは、当該仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許出願に係る特許を受ける権利を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

6 前条第五項本文の規定により、同項に規定する新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「新たな特許出願に係る仮専用実施権」という。）が設定されたものとみなされたときは、当該新たな特許出願に係るもとの特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権についての仮専用実施権（以下この項において「もとの特許出願に係る仮専用実施権」という。）に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通常実施権を有する者（当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮専用実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。）に対し、当該新たな特許出願に係る仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権について、当該仮通常実施権の設定行為で定められた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

7 仮通常実施権は、その特許出願について特許権の設定の登録があつたとき、その特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき又はその特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、消滅する。

8 前項に定める場合のほか、前条第四項の規定又は第六項本文の規定による仮通常実施権は、その仮専用実施権が消滅したときは、消滅する。

9 第三十三条第二項及び第三項の規定は、仮通常実施権に準用する。

(登録の効果)

第三十四条の四 仮専用実施権の設定、移転（相続その他の一般承継によるものを除く。）、変更、消滅（混同又は第三十四条の二第六項の規定によるものを除く。）又は処分の制限は、登録しなければ、その効力を生じない。

2 前項の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならない。

第三十四条の五 仮通常実施権は、その登録をしたときは、当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

2 仮通常実施権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

(職務発明)

(職務発明)

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、若しくは使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等のため仮専用実施権を設定した場合において、第三十四条の二第二項の規定により専用実施権が設定されたものとみなされたときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4・5 (略)

(特許出願の放棄又は取下げ)

第三十八条の二 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に

第三十五条 (略)

2 従業者等がした発明については、その発明が職務発明である場合を除き、あらかじめ使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ又は使用者等のため専用実施権を設定することを定めた契約、勤務規則その他の定めの条項は、無効とする。

3 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務発明について使用者等に特許を受ける権利若しくは特許権を承継させ、又は使用者等のため専用実施権を設定したときは、相当の対価の支払を受ける権利を有する。

4・5 (略)

(特許出願等に基づく優先権主張)

第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの(以下「先の出願」という。)の願書に

最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

一（五）（略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条（第六十五条第六項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第二百二十六条第五項（第十七条の二第六項及び第三百二十四条の二第五項において準用する場合を

最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。

一（五）（略）

2 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明（当該先の出願が同項若しくは実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項若しくは第四十三条の二第一項若しくは第二項（同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）についての第二十九条、第二十九条の二本文、第三十条第一項から第三項まで、第三十九条第一項から第四項まで、第六十九条第二項第二号、第七十二条、第七十九条、第八十一条、第八十二条第一項、第四百四条（第六十五条第五項（第八十四条の十第二項において準用する場合を含む。））において準用する場合を含む。）及び第二百二十六条第五項（第十七条の二第六項及び第三百二十四条の二第五項において準用する場合を

含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(パリ条約による優先権主張の手續)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

5 第二項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)(によりパリ条約の同盟国の政府又は工業所有権に関する国際機関との間で交換することができる場合として経済産業省令で定める場合において、第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に、出願の番号その他の当該事項を交換するために必要な事項として経済産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第二項に規定する書類を提出したものとみなす。

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願

含む。)、同法第七条第三項及び第十七条、意匠法(昭和三十四年法律第二百五号)第二十六条、第三十一条第二項及び第三十二条第二項並びに商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項(同法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

3・4 (略)

(パリ条約による優先権主張の手續)

第四十三条 (略)

2・4 (略)

5 第二項に規定する書類に記載されている事項を出願番号により特定して電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)(により交換することができる経済産業省令で定める国においてした出願に基づき第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に当該出願の番号を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、第二項に規定する書類を提出したものとみなす。

(特許出願の分割)

第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を一又は二以上の新たな特許出願

とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。

二 (略)

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の際本の送達があつた日から三月以内にするとき。

2 { 5 (略)

6 第一項第三号に規定する三月の期間は、第四条の規定により第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(出願の変更)

第四十六条 (略)

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月以内の期間を除く。)は、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する三月の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

4・5 (略)

とすることができる。

一 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる期間内にするとき。

二 (略)

三 拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内にするとき。

2 { 5 (略)

6 第一項第三号に規定する三十日の期間は、第四条の規定により第百二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

(出願の変更)

第四十六条 (略)

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後(その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日以内の期間を除く。)は、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

4・5 (略)

<p>各年の区分</p> <p>金</p> <p>額</p>	<p>(出願公開の効果等)</p> <p>第六十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特許出願人は、その仮専用実施権者又は仮通常実施権者が、その設定行為で定めた範囲内において当該特許出願に係る発明を実施した場合については、第一項に規定する補償金の支払を請求することができない。</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(登録の効果)</p> <p>第九十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。</p> <p>一 特許権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、信託による変更、放棄による消滅又は処分制限</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特許料)</p> <p>第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>
<p>各年の区分</p> <p>金</p> <p>額</p>	<p>(出願公開の効果等)</p> <p>第六十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 5 (略)</p> <p>(登録の効果)</p> <p>第九十八条 次に掲げる事項は、登録しなければ、その効力を生じない。</p> <p>一 特許権の移転(相続その他の一般承継によるものを除く。)、放棄による消滅又は処分制限</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(特許料)</p> <p>第七十七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間(同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの)の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。</p>

第一年から第三年まで	毎年二千三百円に一請求項につき二百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年七千円に一請求項につき五百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万四千四百円に一請求項につき千七百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年六万六千六百円に一請求項につき四千八百円を加えた額

2 } 5 (略)

(拒絶査定不服審判)

第二百一十一条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 (略)

第六十二条 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

第一年から第三年まで	毎年二千六百円に一請求項につき二百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年八千円に一請求項につき六百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万四千三百円に一請求項につき千九百円を加えた額
第十年から第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四百円を加えた額

2 } 5 (略)

(拒絶査定不服審判)

第二百一十一条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 (略)

第六十二条 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その日から三十日以内にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 (略)

2 第六十五条第二項から第六項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。

(特許原簿への登録の特例)

第百八十四条の十二の二 日本語特許出願については第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後、外国語特許出願については第百八十四条の四第一項及び第百八十四条の五第一項の規定による手続をし、かつ、第百九十五条第二項の規定により納付すべき手数料を納付した後であつて国内処理基準時を経過した後でなければ、第二十七条第一項第四号の規定にかかわらず、仮専用実施権又は仮通常実施権の登録を受けることができない。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 国際特許出願については、第四十一条第一項ただし書及び第四項並びに第四十二条第二項の規定は、適用しない。

2~4 (略)

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第五項(第百八十四条の

(国際公開及び国内公表の効果等)

第百八十四条の十 (略)

2 第六十五条第二項から第五項までの規定は、前項の規定により請求権を行使する場合に準用する。

(特許出願等に基づく優先権主張の特例)

第百八十四条の十五 国際特許出願については、第四十一条第四項及び第四十二条第二項の規定は、適用しない。

2~4 (略)

(二以上の請求項に係る特許又は特許権についての特則)

第百八十五条 二以上の請求項に係る特許又は特許権についての第二十七条第一項第一号、第六十五条第四項(第百八十四条の

十第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第二百二十三条第三項、第二百二十五条、第二百二十六条第六項（第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条若しくは第七百九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

（証明等の請求）

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付（第三項において「証明等」という。）を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一～五（略）

2（略）

3 特許庁長官は、第一項ただし書に規定する場合のほか、同項本文の請求に係る特許に関する書類又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項に、通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて、開示することにより、通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるもの

十第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第九十七条第一項、第九十八条第一項第一号、第一百十一条第一項第二号、第二百二十三条第三項、第二百二十五条、第二百二十六条第六項（第三百三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）、第三百三十二条第一項（第七十四条第二項において準用する場合を含む。）、第七十五条、第七十六条若しくは第七百九十三条第二項第四号又は実用新案法第二十条第一項の規定の適用については、請求項ごとに特許がされ、又は特許権があるものとみなす。

（証明等の請求）

第八十六条 何人も、特許庁長官に対し、特許に関し、証明、書類の謄本若しくは抄本の交付、書類の閲覧若しくは謄写又は特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、次に掲げる書類については、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるときは、この限りでない。

一～五（略）

2（略）

が、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが含まれる場合には、当該情報に該当する部分についての証明等を行わないものとする。ただし、通常実施権又は仮通常実施権について利害関係を有する者が利害関係を有する部分について請求した場合として政令で定める場合に該当するときは、この限りでない。

4・5
(略)

3・4
(略)

改正案

現行

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）

（実用新案登録出願等に基づく優先権主張）

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）、の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があつては、その実用新案登録出願の際に、これらの者の承諾を得ている場合に限る。

第八条 実用新案登録を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その実用新案登録出願に係る考案について、その者が実用新案登録又は特許を受ける権利を有する実用新案登録出願又は特許出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）、の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（先の出願が特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された考案に基づいて優先権を主張することができる。

一～五（略）

一～五（略）

2～4（略）

2～4（略）

（出願の変更）

（出願の変更）

第十条 特許出願人は、その特許出願（特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法第四十条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最

第十条 特許出願人は、その特許出願（特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（同法第四十条第二項（同法第四十六条第五項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最

初の査定の謄本の送達があつた日から三月を經過した後又はその特許出願の日から九年六月を經過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願（意匠法第十三条第六項において準用する同法第十条の二第二項の規定により特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願（意匠法第十条の二第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を、実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を經過した後又はその意匠登録出願の日から九年六月を經過した後は、この限りでない。

3 } 5 (略)

6 第一項ただし書に規定する三月の期間は、特許法第四条の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

7 第二項ただし書に規定する三月の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

8 (略)

9 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をす

初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を經過した後又はその特許出願の日から九年六月を經過した後は、この限りでない。

2 意匠登録出願人は、その意匠登録出願（意匠法第十三条第五項において準用する同法第十条の二第二項の規定により特許法第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願の時にしたものとみなされる意匠登録出願（意匠法第十条の二第二項の規定により当該意匠登録出願の時にしたものとみなされるものを含む。）を除く。）を、実用新案登録出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三十日を經過した後又はその意匠登録出願の日から九年六月を經過した後は、この限りでない。

3 } 5 (略)

6 第一項ただし書に規定する三十日の期間は、特許法第四条の規定により同法第二百一十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

7 第二項ただし書に規定する三十日の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用する特許法第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

8 (略)

ることができる。

10| 第八項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(特許法の準用)

第十一条 (略)

2 特許法第三十三条第一項から第三項まで並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条(仮専用実施権に係る部分を除く。)(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 国際実用新案登録出願については、第八条第一項ただし書及び第四項並びに第九条第二項の規定は、適用しない。

2 } 4 (略)

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

一 実用新案権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

9| 前項の規定は、第二項の規定による出願の変更の場合に準用する。

(特許法の準用)

第十一条 (略)

2 特許法第三十三条並びに第三十四条第一項、第二項及び第四項から第七項まで(特許を受ける権利)の規定は、実用新案登録を受ける権利に準用する。

3 特許法第三十五条(職務発明)の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした考案に準用する。

(実用新案登録出願等に基づく優先権主張の特例)

第四十八条の十 国際実用新案登録出願については、第八条第四項及び第九条第二項の規定は、適用しない。

2 } 4 (略)

(実用新案原簿への登録)

第四十九条 次に掲げる事項は、特許庁に備える実用新案原簿に登録する。

一 実用新案権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第百八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。この場合において、同条第三項中「通常実施権又は仮通常実施権」とあるのは「通常実施権」と、「通常実施権については特許権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが、仮通常実施権については特許を受ける権利を有する者、仮専用実施権者又は仮通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」とあるのは「実用新案権者、専用実施権者又は通常実施権者の利益を害するおそれがあるものとして政令で定めるものが」と読み替えるものとする。

2
5 (略)

(特許法の準用)

第五十五条 特許法第百八十六条(証明等の請求)の規定は、実用新案登録に準用する。

2
5 (略)

改正案	現行
<p>（出願の変更）</p> <p>第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた日から三月を経過した後は、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権又は登録した仮通常実施権を有する者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、第一項の規定による出願の変更をすることができる。</p> <p>6 （略）</p> <p>（特許法の準用）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 特許法第三十三條第一項から第三項まで並びに第三十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。</p> <p>3 特許法第三十五條（仮専用実施権に係る部分を除く。）（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。</p>	<p>（出願の変更）</p> <p>第十三条 特許出願人は、その特許出願を意匠登録出願に変更することができる。ただし、その特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の規定により当該謄本の送達とみなされるものを含む。）があつた日から三十日を経過した後は、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（特許法の準用）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 特許法第三十三條並びに第三十四條第一項、第二項及び第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、意匠登録を受ける権利に準用する。</p> <p>3 特許法第三十五條（職務発明）の規定は、従業者、法人の役員又は国家公務員若しくは地方公務員がした意匠の創作に準用する。</p>

(補正の却下)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

4 (略)

(補正後の意匠についての新出願)

第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三月以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2・3 (略)

(拒絶査定不服審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 (略)

(補正却下決定不服審判)

第四十七条 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けたい者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達

(補正の却下)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三十日を経過するまでは、当該意匠登録出願について査定をしてはならない。

4 (略)

(補正後の意匠についての新出願)

第十七条の三 意匠登録出願人が前条第一項の規定による却下の決定の謄本の送達があつた日から三十日以内にその補正後の意匠について新たな意匠登録出願をしたときは、その意匠登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなす。

2・3 (略)

(拒絶査定不服審判)

第四十六条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に拒絶査定不服審判を請求することができる。

2 (略)

(補正却下決定不服審判)

第四十七条 第十七条の二第一項の規定による却下の決定を受けたい者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達

があつた日から三月以内に補正却下決定不服審判を請求することができ。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(審査に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第三項及び第十七条の三第一項中「三月」とあるのは「三十日」と、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(意匠原簿への登録)

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

があつた日から三十日以内に補正却下決定不服審判を請求することができ。ただし、第十七条の三第一項に規定する新たな意匠登録出願をしたときは、この限りでない。

2 (略)

(審査に関する規定の準用)

第五十条 第十七条の二及び第十七条の三の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第十七条の二第四項中「補正却下決定不服審判を請求したとき」とあるのは、「第五十九条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(意匠原簿への登録)

第六十一条 次に掲げる事項は、特許庁に備える意匠原簿に登録する。

一 意匠権の設定、移転、消滅、回復又は処分の制限

二・三 (略)

2・3 (略)

改正案	現行
<p>（特許法の準用） 第十三条（略）</p> <p>2 特許法第三十三条第一項から第三項まで及び第三十四条第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。</p> <p>（補正の却下） 第十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から三月を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（登録料） 第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、<u>三万七千六百円</u>に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p> <p>2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、<u>四万八千五百円</u>に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p>	<p>（特許法の準用） 第十三条（略）</p> <p>2 特許法第三十三条及び第三十四条第四項から第七項まで（特許を受ける権利）の規定は、商標登録出願により生じた権利に準用する。</p> <p>（補正の却下） 第十六条の二（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の規定による却下の決定があつたときは、決定の謄本の送達があつた日から<u>三十日</u>を経過するまでは、当該商標登録出願について査定をしてはならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（登録料） 第四十条 商標権の設定の登録を受ける者は、登録料として、一件ごとに、<u>六万六千円</u>に区分（指定商品又は指定役務が属する第六条第二項の政令で定める商品及び役務の区分をいう。以下同じ。）の数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p> <p>2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、登録料として、一件ごとに、<u>十五万千円</u>に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。</p>

3～6 (略)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、二万九千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万九千九百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごと、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、二万八千三百円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3～6 (略)

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三月以内に審判を請求することができる。

2 (略)

(補正の却下の決定に対する審判)

3～6 (略)

(登録料の分割納付)

第四十一条の二 商標権の設定の登録を受ける者は、第四十条第一項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、商標登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた日から三十日以内に、一件ごとに、四万四千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、四万四千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 商標権の存続期間の更新登録の申請をする者は、第四十条第二項の規定にかかわらず、登録料を分割して納付することができる。この場合においては、更新登録の申請と同時に、一件ごと、十万千円に区分の数を乗じて得た額を納付するとともに、商標権の存続期間の満了前五年までに、一件ごとに、十万千円に区分の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3～6 (略)

(拒絶査定に対する審判)

第四十四条 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定に不服があるときは、その査定の謄本の送達があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。

2 (略)

(補正の却下の決定に対する審判)

第四十五条 第十六条の二第一項の規定による却下の決定を受け
た者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達
があつた日から三月以内に審判を請求することができる。ただ
し、第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の三
第一項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限り
でない。

2 (略)

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (略)

2 (略)

3 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条
第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第
三項及び同法第十七条の三第一項中「三月」とあるのは、「三十
日」と、第十六条の二第四項中「第四十五条第一項の審判を請
求したとき」とあるのは、「第六十三条第一項の訴えを提起した
とき」と読み替えるものとする。

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け
る者は、登録料として、一件ごとに、三万七千六百円に区分の
数を乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を
受ける者は、登録料として、一件ごとに、四万千八百円に区分
の数を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

第四十五条 第十六条の二第一項の規定による却下の決定を受け
た者は、その決定に不服があるときは、その決定の謄本の送達
があつた日から三十日以内に審判を請求することができる。た
だし、第十七条の二第一項において準用する意匠法第十七条の
三第一項に規定する新たな商標登録出願をしたときは、この限
りでない。

2 (略)

(拒絶査定に対する審判における特則)

第五十五条の二 (略)

2 (略)

3 第十六条の二及び意匠法第十七条の三の規定は、第四十四条
第一項の審判に準用する。この場合において、第十六条の二第
四項中「第四十五条第一項の審判を請求したとき」とあるのは
、「第六十三条第一項の訴えを提起したとき」と読み替えるも
のとする。

(登録料)

第六十五条の七 防護標章登録に基づく権利の設定の登録を受け
る者は、登録料として、一件ごとに、六万六千円に区分の数を
乗じて得た額を納付しなければならない。

2 防護標章登録に基づく権利の存続期間を更新した旨の登録を
受ける者は、登録料として、一件ごとに、十三万円に区分の数
を乗じて得た額を納付しなければならない。

3 (略)

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分」の制限」とあるのは、「商標権の設定、信託による変更又は処分の制限」とする。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更(信託によるものを除く。)又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一 二千七百円に一の区分につき八千六百円を加えた額に相当する額

二 三万七千六百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

2) 4 (略)

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、四万八千五百円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6 (略)

(商標原簿への登録の特例)

第六十八条の二十七 国際登録に基づく商標権についての第七十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「商標権の設定、存続期間の更新、分割、移転、変更、消滅、回復又は処分」の制限」とあるのは、「商標権の設定又は処分の制限」とする。

2 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、移転、変更又は消滅は、国際登録簿に登録されたところによる。

(国際登録に基づく商標権の個別手数料)

第六十八条の三十 国際登録に基づく商標権の設定の登録を受けようとする者は、議定書第八条(7)(a)に規定する個別の手数料(以下「個別手数料」という。)として、一件ごとに、次に掲げる額を国際事務局に納付しなければならない。

一 四千八百円に一の区分につき一万五千円を加えた額に相当する額

二 六万六千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額

2) 4 (略)

5 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新をする者は、個別手数料として、一件ごとに、十五万千円に区分の数を乗じて得た額に相当する額を国際事務局に納付しなければならない。

6 (略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第三条 第十三条）</p> <p>第三章 予納による納付及び口座振替による納付（第十四条 第十六条）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p> 第一節 登録情報処理機関（第十七条 第三十五条）</p> <p> 第二節 登録調査機関（第三十六条 第三十九条）</p> <p> 第三節 特定登録調査機関（第三十九条の二 第三十九条の十一）</p> <p>第五章 雑則（第四十条 第四十二条）</p> <p>第六章 罰則（第四十三条 第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）並びに特許法第八十六条第三項（実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）、意匠法第六十二条第一項ただし書及び第二項並びに商標法第七十二条第一項ただし書及</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 電子情報処理組織による手続等（第三条 第十三条）</p> <p>第三章 予納（第十四条 第十六条）</p> <p>第四章 登録情報処理機関等</p> <p> 第一節 登録情報処理機関（第十七条 第三十五条）</p> <p> 第二節 登録調査機関（第三十六条 第三十九条）</p> <p> 第三節 特定登録調査機関（第三十九条の二 第三十九条の十一）</p> <p>第五章 雑則（第四十条 第四十二条）</p> <p>第六章 罰則（第四十三条 第四十六条）</p> <p>附則</p> <p>（ファイルに記録されている事項の閲覧等の請求）</p> <p>第十二条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特許法第八十六条第一項ただし書及び第二項（実用新案法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）、意匠法第六十二条第一項ただし書及び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。</p>

び第二項の規定は、前二項の規定による閲覧又は書類の交付に準用する。

4・5 (略)

第三章 予納による納付及び口座振替による納付

(口座振替による納付)

第十五条の二 特許料等又は手数料を現金をもって納めることができる場合において、特許庁長官は、当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（次項及び次条において「口座振替による納付」という。）を希望する旨の申出（電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）があつた場合には、その申出を受けることが特許料等又は手数料の収納上有利と認められるときに限り、その申出を受けることができる。

2 前項に定めるもののほか、口座振替による納付の手續その他必要な事項は、経済産業省令で定める。

(代理人への準用)

第十六条 前三条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納又は口座振替による納付に準用する。この場合において、第十五条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした

4・5 (略)

第三章 予納

(代理人への準用)

第十六条 前二条の規定は、特許料等又は手数料の納付をする者の委任による代理をしようとする者がその委任事務を処理するために自己の名においてする予納に準用する。この場合において、前条第一項中「予納をした者」とあるのは「予納をした代理人であつて本人のために特許料等又は手数料の納付をする者」と、同条第二項中「納付をした者（以下「納付者」という。

者（以下「納付者」という。）が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と、前条第一項中「当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」とあるのは「代理人であつて本人のために当該特許料等又は手数料を納付しようとする者から」と読み替えるものとする。

（が」とあるのは「納付をした者（以下「納付者」という。）が本人のために特許料等又は手数料の納付をした代理人である場合において、本人が」と読み替えるものとする。

特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第八条関係）

改正案

附則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置） 第三条（略）	
2（略）	3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。
各年の区分	
金額	
第一年から第三年まで	毎年千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年四千八百円に一発明につき二千九百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万四千三百円に一発明につき八千八百円を加えた額
第十年から	毎年四万七千五百円に一発明につき

現行

附則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置） 第三条（略）	
2（略）	3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。
各年の区分	
金額	
第一年から第三年まで	毎年千七百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき千円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年五千四百円に一発明につき三千三百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年一万六千二百円に一発明につき一万円を加えた額
第十年から	毎年五万四千円に一発明につき三万

第二十五年まで

二万九千六百円を加えた額

第二十五年まで

三千六百円を加えた額

平成十五年改正法による改正前の特許法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第二十七号）（附則第十条関係）

改正案

現行

附則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置） 第三条（略）	
2（略）	3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。
各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年七千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき四千九百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万九百円に一発明につき七千四百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万三千八百円に一発明につき一万四千八百円を加えた額
第十年から	毎年四万七千五百円に一発明につき

附則 （第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置） 第三条（略）	
2（略）	3 この法律の施行前にした特許出願に係る特許料の納付についての特許法第七十七条第一項の規定の適用については、同項の表に掲げる特許料の金額は、次の表に掲げる金額とする。
各年の区分	金額
第一年から第三年まで	毎年八千五百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき五千六百円を加えた額
第四年から第六年まで	毎年一万三千五百円に一発明につき八千四百円を加えた額
第七年から第九年まで	毎年二万七千円に一発明につき一万六千八百円を加えた額
第十年から	毎年五万四千円に一発明につき三万

第二十五年まで

二万九千六百円を加えた額

第二十五年まで

三千六百円を加えた額

改正案

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年一万千四百円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年一万七千九百円に一請求項につき千四百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年三万五千八百円に一請求項につき二千八百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年七万千六百円に一請求項につき五千六百円を加えた額

25 (略)

現行

第一百七条 特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者は、特許料として、特許権の設定の登録の日から第六十七条第一項に規定する存続期間（同条第二項の規定により延長されたときは、その延長の期間を加えたもの）の満了までの各年について、一件ごとに、次の表の上欄に掲げる区分に従い同表の下欄に掲げる金額を納付しなければならない。

各年の区分	金額
第一年から 第三年まで	毎年一万三千円に一請求項につき千円を加えた額
第四年から 第六年まで	毎年二万三百円に一請求項につき千六百円を加えた額
第七年から 第九年まで	毎年四万六百元に一請求項につき三千二百円を加えた額
第十年から 第二十五年まで	毎年八万二千二百円に一請求項につき六千四百円を加えた額

25 (略)

改正案

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一～十二（略）	
	十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含み、特定通常 実施権の登録を除く。）	
(一) (略) (二) 専用実施権（仮専用実施権 を含む。以下この号において 同じ。）又は通常実施権（仮 通常実施権を含む。以下この 号において同じ。）の設定又 は保存の登録（仮専用実施権 又は登録した仮通常実施権に 係る特許出願について特許権	(略) 専用実施権 又は通常実 施権の件数	(略) 一件につき 一万五千元

現行

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、 第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の 三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係） 登記、登録、特許、免許、許可、 認可、認定、指定又は技能証明の 事項	課税標準	税率
	一～十二（略）	
	十三 特許権の登録（特許権の信託の登録を含み、特定通常 実施権の登録を除く。）	
(一) (略) (二) 専用実施権又は通常実施権 の設定又は保存の登録	(略) 専用実施権 又は通常実 施権の件数	(略) 一件につき 一万五千元

十四、百五十八 (略)	<p>の設定の登録があつたことに 伴い当該仮専用実施権又は登 録した仮通常実施権の設定行 為で定めた範囲内において受 けるものを除く。) (三、七)</p>	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	

十四、百五十八 (略)	(三、七)	(略)	(略)
		(略)	
		(略)	